

### 第3章 分野別施策の展開

基本理念	推進施策	取組の方向性
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">障害のある人もない人も相互に尊重し合い 共に助け合う福祉のまちづくり</p>	1啓発・広報	(1)啓発・広報活動の推進 (2)権利擁護の推進 (3)福祉に関する学習・ボランティア活動等の推進
	2生活支援	(1)地域支援体制の整備 (2)多様化する障害者支援の充実 (3)経済的自立の支援 (4)地域生活への移行促進 (5)スポーツ・レクリエーション及び文化活動の振興
	3生活環境	(1)住宅、建物等の環境整備 (2)公共交通機関、歩行空間等の環境整備 (3)防犯対策の推進
	4教育・育成	(1)一貫した相談支援体制の充実 (2)専門機関の機能の充実と多様化 (3)指導力の向上 (4)学習機会の提供と家庭への支援 (5)交流及び共同学習の推進 (6)施設のバリアフリー化の促進
	5雇用・就労	(1)働く人の就労・生活の支援 (2)雇用の促進と継続就労に向けた支援 (3)企業や就労継続支援事業所等を支える仕組みづくり
	6保健・医療	(1)障害に起因する疾病等への対応 (2)保健・医療サービスの充実 (3)精神保健の地域包括ケアの推進
	7情報・コミュニケーション	(1)情報バリアフリー化の推進 (2)情報提供の充実 (3)多様なコミュニケーション支援体制の充実
	8防災	(1)防災に対する啓発 (2)防災対策の推進 (3)緊急時の支援体制の充実 (4)発災後の支援
	9地域づくり	(1)社会参加の促進 (2)地域共生社会の実現への取り組み

# 1 啓発・広報

## 現状と課題

障害のある人やその家族の意見として、ソフト面でもハード面でも差別を感じている人が多くいます。

特に、障害のある人の家族からは、ご近所やスーパー、娯楽施設での理解が得にくく、行動を制限されているとの意見が多くありました。

障害に対する理解が一層進み、障害のある人が、地域で安全・安心に暮らしていけるよう、障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現を目指す必要があります。

そのため、家庭や地域、学校、職場等あらゆる場において、すべての世代の住民が、それぞれの個性を互いに尊重し合い、障害に対する正しい理解を深めることができるよう、地域住民、行政、障害者団体や関係機関等、様々な主体の連携・協働のもと、多様な機会を通じて、広報・啓発活動を推進します。

また、障害のある人の基本的人権を守るため、権利擁護に努めるとともに、障害のある人への虐待防止を推進します。

## アンケート調査より

「今後、かつらぎ町が推進する障害者施策について、特に力を入れるべきことはどのようなことだと思いますか」の設問（複数回答）で、啓発活動「障害や障害のある人への理解を促進するための啓発活動を進める」の回答が24.1%と、全項目中で2番目に多い結果でした。また、成年後見制度についての設問では、「制度を知らない」の回答が41.9%と最も多い結果でした。

今後は、啓発・広報活動の推進に力を入れることが強く望まれており、権利擁護の推進についても取り組む必要があります。

## 施策の体系

### （1） 啓発・広報活動の推進

- ① 障害に係る広報・啓発活動の推進
- ② 「障害者週間」等での啓発活動
- ③ 交流事業の推進

### （2） 権利擁護の推進

- ① 成年後見制度に係る制度・事業の周知と利用促進
- ② 障害者虐待防止の推進
- ③ 障害者差別解消の推進

### (3) 福祉に関する学習・ボランティア活動等の推進

- ① 小・中学校等における交流学习の推進
- ② 講座や講演会の開催
- ③ ボランティアの活動支援
- ④ 図書館における障害者サービスの提供
- ⑤ 公共サービス事業者等に対する障害理解の普及
- ⑥ 町職員等への研修の実施

## 施策の基本的方向

### (1) 啓発・広報活動の推進

- ① 障害に係る広報・啓発活動の推進
  - ・「広報かつらぎ」や「福祉かつらぎ」を通じ、障害の特集を組む等、障害に対する正しい理解の啓発を推進します。
- ② 「障害者週間」等での啓発活動
  - ・「障害者週間」(12月3日～12月9日)の機会を利用して、住民やボランティア団体、障害者団体などが参加するイベントを開催し、障害に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動を実施します。
- ③ 交流事業の推進
  - ・障害のある人の社会参加による交流事業を通じて、住民やボランティア団体、障害者団体などの参加を得ながら、障害についての理解・啓発に努めます。

### (2) 権利擁護の推進

- ① 成年後見制度に係る制度・事業の周知と利用促進
  - ・利用促進の観点からさらなる制度の普及を目指し、成年後見制度の基礎的知識の学びや、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に向けた取り組みを推進します。
- ② 障害者虐待防止の推進
  - ・住民・事業者・関係団体などに対し、虐待防止に向けた啓発の充実を図ります。
  - ・虐待に関する通報・相談への対応、虐待が発生した時の迅速かつ適切な対応を図ります。
  - ・町職員の虐待防止に関する研修会等への積極的な参加促進を図ります。
- ③ 障害者差別解消の推進
  - ・障害当事者向けの啓発、住民や事業所職員、家族向けの啓発に努め、障害を理由とする差別の解消の推進を図ります。

### (3) 福祉に関する学習・ボランティア活動等の推進

#### ① 小・中学校等における交流学习の推進

・ボランティア活動などの体験や障害のある方との交流を通して、障害に対する理解を深める福祉に関する学習を推進します。

#### ② 講座や講演会の開催

・地域の障害のある人が講師になって、障害のある人の日常生活に関する話や学校での点字教室や手話教室などの講座を開催します。  
・ボランティア体験事業や手話奉仕員養成講座の開催などボランティアの養成に努めます。

#### ③ ボランティアの活動支援

・ボランティア活動の情報提供などを行い、ボランティアの組織化、ネットワーク化を図るとともに、ふれあい交流事業などを通じて自発的に活動しやすい体制整備に努めます。

#### ④ 図書館における障害者サービスの提供

・障害理解の啓発図書や視聴覚資料の整備を推進します。

#### ⑤ 公共サービス事業者等に対する障害理解の普及

・安全、安心な地域生活ができるよう、警察署や消防署、医療機関などに対して理解の普及活動に努めます。

#### ⑥ 町職員等への研修の実施

・人権の尊重や合理的配慮について、職員対応マニュアルを活用するなど、職員の意識醸成のための研修を実施します。

## 2 生活支援

### 現状と課題

相談体制としては、障害者相談支援事業として、橋本市・かつらぎ町・九度山町・高野町が共同で3か所の法人に委託し、障害のある人やその家族が抱える様々な相談に対応しています。

障害のある人の地域での暮らしを支援するため、引き続き、相談支援体制の充実を図る必要があります。また、個々の障害のある人に応じた支援を充実していく必要があります。そのため、障害のある人のニーズを把握し、真に必要な障害福祉サービスやその他のサービスの充実を図り、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる環境づくりを推進します。

### アンケート調査より

「今後、かつらぎ町が推進する障害者施策について、特に力を入れるべきことはどのようなことだと思いますか」の設問（複数回答）で、生活支援「各種手当や助成制度などの経済的な支援を進める」の回答が32.9%あり、全項目中で1番目に多い結果でした。また、「身近なところで相談ができるよう相談支援窓口を増やす」が3番目と、生活支援の推進に力を入れる内容が多く望まれています。

### 施策の体系

#### （1）地域支援体制の整備

- ① 相談支援体制の充実
- ② 地域生活支援拠点の整備と機能強化

#### （2）多様化する障害者支援の充実

- ① 医療的ケア児の支援体制の整備
- ② 行動障害のある人の支援体制の整備
- ③ 自立支援の充実

#### （3）経済的自立の支援

- ① 各種制度の周知

#### （4）地域生活への移行促進

- ① 新たな生活体験の機会の確保
- ② 地域生活の定着を目的とした支援体制の構築

(5) スポーツ・レクリエーション及び文化活動の振興

- ① スポーツ・文化施設等の整備・改善
- ② スポーツ・文化活動の充実
- ③ 利用料や入館料の軽減

## 施策の基本的方向

### (1) 地域支援体制の整備

#### ① 相談支援体制の充実

- ・近隣、自治区、町、障害福祉圏域、専門的な相談機関など、身近な相談から専門相談へつながる支援体制の構築を図ります。
- ・第一層の特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所、第二層の障害者相談支援事業所、第三層の基幹相談支援センターが、効果的に連携が図れるよう重層的相談支援体制の充実を図ります。

#### ② 地域生活支援拠点の整備と機能強化

- ・家族の高齢化による対応力の低下が課題となっていることから、緊急時の対応などを整備し、住み慣れた地域での生活を安心して継続できるよう、地域生活支援拠点の整備や機能強化を図ります。

### (2) 多様化する障害者支援の充実

#### ① 医療的ケア児の支援体制の整備

- ・医療機関以外で医療的ケアを受け入れることができる支援機関や支援者が不足しており、子どもに限らず医療的ケアが必要な大人の方への支援も含め、より広い年齢層を対象とした支援体制の整備を図ります。

#### ② 行動障害のある人の支援体制の整備

- ・行動障害のある人への支援は、支援の難しさから受け入れることができる支援機関や支援者が限られているため、障害福祉に従事するすべての支援者が予防支援の観点を共通理解できるための取り組みを推進します。

#### ③ 自立支援の充実

- ・障害のある人の生活能力を高めるために、体験的に利用できるサービスの充実を図り、生活に必要な技術や知識、自信を身につける場の推進をします。

### (3) 経済的自立の支援

#### ① 各種制度の周知

- ・年金や既存の各種手当や助成制度の変更点など、すべての対象者に情報が行き届くよう周知徹底を図ります。

### (4) 地域生活への移行促進

#### ① 新たな生活体験の機会の確保

- ・入院・入所している人が再び地域で安心して暮らし続けることを選択できるよう、情報提供の充実とともに、新たな生活を体験する機会の確保等に努めます。

**② 地域生活の定着を目的とした支援体制の構築**

- ・地域で安心して生活できるよう、当事者の体験を共有する機会や地域定着を目的とした支援体制の構築を図ります。

**(5) スポーツ・レクリエーション及び文化活動の振興**

**① スポーツ・文化施設等の整備・改善**

- ・スポーツ・文化施設等について、バリアフリー化の促進など、施設の整備や改善に努めます。

**② スポーツ・文化活動の充実**

- ・障害のある人の社会参加促進のため、各種スポーツ、文化活動の情報提供や大会の開催に努めます。
- ・障害者団体や支援事業所が行っているスポーツ・文化活動を積極的に支援します。

**③ 利用料や入館料の軽減**

- ・障害のある人が文化・観光施設等を利用する際の利用料や入館料の軽減措置を引き続き行い、制度の周知を図ります。

### 3 生活環境

#### 現状と課題

誰もが住み慣れた地域で暮らしていくためには、障害のある人を含めたすべての人にやさしいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進していくことが重要です。

町の公共施設については、誰もが安全に、快適に利用できるよう改善検討を行うとともに、民間施設等については、障害のある人のニーズに合わせた改善の協力を求める必要があります。日常生活に必要な道路環境の整備や交通手段を確保することが重要です。

#### アンケート調査より

外出についての設問で、「一人で外出できる」が46.7%で約半数近い割合を占めており、利用する交通手段（複数回答）については、「自分で運転する自動車」と「家族などが運転する自動車」を併せて自動車の利用が73.4%でした。

「外出するうえで困ることは何ですか」の設問（複数回答）では、「階段の上り下りがむずかしい」が一番多く、次いで「休憩できるベンチが少ない」となっています。

#### 施策の体系

##### (1) 住宅、建物等の環境整備

- ① 公共施設の環境整備
- ② 公営住宅の環境整備
- ③ 住宅確保への支援

##### (2) 公共交通機関、歩行空間等の環境整備

- ① 公共交通機関のバリアフリー化
- ② 交通利用環境の整備
- ③ 公園等の整備
- ④ 交通バリアフリー化に関する情報提供

##### (3) 防犯対策の推進

- ① 防犯対策の充実
- ② 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

## 施策の基本的方向

### (1) 住宅、建物等の環境整備

#### ① 公共施設の環境整備

・町の公共施設について、多目的トイレやスロープの設置など、「和歌山県福祉のまちづくり条例」に則し、ユニバーサルデザインの視点に立った整備を推進します。

#### ② 公営住宅の環境整備

・バリアフリー化、ユニバーサルデザインの視点を取り入れます。既存の公営住宅については、障害のある人に配慮した改善を進めていきます。

#### ③ 住宅確保への支援

・住宅確保要配慮者居住支援法人等と連携し、民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図ります。

### (2) 公共交通機関、歩行空間等の環境整備

#### ① 公共交通機関のバリアフリー化

・誰もが安心して利用できる環境となるよう、計画的な道路整備をユニバーサルデザインの視点により推進します。

・公共交通機関のバリアフリー化、通行の支障となる迷惑駐車や放置自転車をなくすための啓発などの心のバリアフリー化を推進します。

#### ② 交通利用環境の整備

・町道の点字ブロックを計画的に整備し、国道や県道については整備を要請、また、歩道に設置された自転車や看板等の撤去及び管理の強化を図ります。

#### ③ 公園等の整備

・公園や水辺空間等のバリアフリー化やベンチの設置を推進します。

#### ④ 交通バリアフリーに関する情報提供

・交通バリアフリー教室等の情報を提供し、それらの普及啓発に努めます。

### (3) 防犯対策の推進

#### ① 防犯対策の充実

・障害のある人に対する防犯意識向上のための取り組みや、事故発生時における障害者援助に関する知識の普及に努めます。

#### ② 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

・家族や当事者団体、支援団体等と連携を図り、消費者トラブルを防止するための学習会の開催や、被害にあったときの救済制度などの情報を提供します。

## 4 教育・育成

### 現状と課題

かつらぎ町では、障害のある幼児・児童・生徒それぞれの実態に合わせて、本人や保護者の意向を尊重した教育や就学指導を進めてきました。

国では、障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現に向け、可能な限りすべての子どもが共に教育を受けることのできる仕組みの整備が進められています。そのためには、子どもたちが持っている能力を最大限に伸ばし、将来社会の中でいきいきと希望に満ちた生活を送ることができるよう、一人ひとりの障害の種別・程度、能力・適正等を考慮し、適切な教育を通じて、必要な支援を行うことが重要です。

さらに、小・中学校の卒業後も含めたその一生を通じて、社会参加し、生活の質を高め、自らの可能性を追求できる環境を整え、障害のある人が積極的に学習活動を行えるよう環境づくりを進めることが大切です。

### 施策の体系

- (1) 一貫した相談支援体制の充実
  - ① 相談支援体制の充実
  - ② 質の高い就学指導の推進
  - ③ 発達についての正しい知識の理解
  
- (2) 専門機関の機能の充実と多様化
  - ① 教育支援体制の整備
  - ② 子どもの発達支援体制の充実
  
- (3) 指導力の向上
  - ① 教職員の専門性の確保
  
- (4) 学習機会の提供と家庭への支援
  - ① 地域における学習機会の提供
  - ② 家庭への支援
  
- (5) 交流及び共同学習の推進
  - ① 交流及び共同学習の充実

## (6) 施設のバリアフリー化の促進

- ① 教育施設のバリアフリー化
- ② 機器や設備の整備

### 施策の基本的方向

#### (1) 一貫した相談支援体制の充実

##### ① 相談支援体制の充実

・障害のある子どもとその家族が安心して育み合えるよう、様々な関係機関が連携して1人の子どもを支えるとともに、変化するライフステージを切れ目なく支える支援体制の整備を図ります。

##### ② 質の高い就学指導の推進

・教育支援委員会委員がこども園や小・中学校を訪問し、個々の児童生徒等の情報を収集し、より質の高い就学指導の推進を図ります。

##### ③ 発達についての正しい知識の理解

・特別支援学校、保育所等訪問支援事業所や発達障害者支援センター等の専門機関との連携により、適切な支援を行うための研修や実地による学びを推進します。

#### (2) 専門機関の機能の充実と多様化

##### ① 教育支援体制の整備

・各ライフステージで切れ目なく必要な支援を受け続けられるよう、関係機関との情報共有や連携体制の充実を図ります。

##### ② 子どもの発達支援体制の充実

・発達支援の必要な子どもとその家族に対し、児童発達支援センターの機能を活用し、関係機関が連携した支援体制の充実に努めます。

#### (3) 指導力の向上

##### ① 教職員の専門性の確保

・自閉症スペクトラム等の発達障害などに関する研修の実施や、専門機関との連携により専門性の向上を図ります。

#### (4) 学習機会の提供と家庭への支援

##### ① 地域における学習機会の提供

・学校や地域の公共施設に子どもの活動拠点を設け、放課後や週末に様々な体験活動や地域住民と交流できる活動を実施します。

##### ② 家庭への支援

・特別支援学校への就学に際し、相談活動の充実に努めるなど、保護者や家庭への配慮に努めます。

## (5) 交流及び共同学習の推進

### ① 交流及び共同学習の充実

- ・特別支援学校の児童生徒と小中学校等の児童生徒との交流及び共同学習の取組を推進し、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が触れ合い、お互いを尊重し合う大切さを学ぶことができるよう努めます。

## (6) 施設のバリアフリー化の促進

### ① 教育施設のバリアフリー化

- ・教育施設のバリアフリー化の推進に努めます。

### ② 機器や設備の整備

- ・障害のある児童・生徒の学習や生活の適切な環境を整備するため、情報機器等の学習を支援する機器や設備の整備を推進します。

## 5. 雇用・就労

### 現状と課題

かつらぎ町では、障害者優先調達推進法に基づき、工賃の向上や一般就労への移行を推進するため、就労支援事業所等が提供する物品、役務の優先調達の推進のため、毎年方針を策定し、計画的に調達をしています。

今後、障害のある人が生きがいと働きがいのある生活の実現を目指すため、就労移行支援事業を中心に、就労支援を充実させていく必要があります。また、企業に対して障害者雇用についての啓発を行います。

### アンケート調査より

「現在、日中どのように過ごしていますか」の設問で、就労している方は、全体の31.5%で、「自営業をしている」15.7%、「正規雇用者以外で働いている」5.9%、「障害者のための通所サービスを利用して働いている」5.5%、「正規雇用者として働いている」4.4%でした。

また、「今後どのように過ごしたいですか」の設問で、就労したいとの回答は30.2%でした。

### 施策の体系

#### (1) 働く人の就労・生活の支援

- ① 生活・余暇支援

#### (2) 雇用の促進と継続就労に向けた支援

- ① 障害者雇用率を柱とした施策の推進
- ② 啓発・広報、情報提供の促進
- ③ 就労移行支援体制の確立
- ④ 多様な勤務形態への支援

#### (3) 企業や就労継続支援事業所等を支える仕組みづくり

- ① 企業向け雇用啓発
- ② 行動障害への理解啓発

### 施策の基本的方向

#### (1) 働く人の就労・生活の支援

**① 生活・余暇支援**

- ・やりがいをもって働き続けることができるよう、生活支援・余暇支援を含めて働く人の生活を支援できるように努めます。

**(2) 雇用の促進と継続就労に向けた支援**

**① 障害者雇用率を柱とした施策の推進**

- ・計画的に町の障害者雇用を推進します。
- ・「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律」に基づき、障害者就労施設等からの物品・役務の調達について、全庁に情報提供し、優先調達を推進していきます。
- ・ハローワークや地域の就労支援機関、自立支援協議会等と連携し、雇用相談の場を設定するなどの取り組みを行い、障害者雇用につなげます。

**② 啓発・広報、情報提供の促進**

- ・ハローワークなどの就労支援機関と連携し、一般就労促進のための啓発・広報に努めます。

**③ 就労移行支援体制の確立**

- ・様々な体験や情報の中で就業先の選択をすることができるよう、就労移行支援事業所と就労支援機関との連携の仕組みを強化します。

**④ 多様な勤務形態への支援**

- ・仕事に人を合わせるのではなく、その人に仕事を合わせられるよう、本人の希望により、支援者と共に自らの強みを活かした働き方を選択できるよう努めます。

**(3) 企業や就労継続支援事業所等を支える仕組みづくり**

**① 企業向け雇用啓発**

- ・企業と就労移行支援事業所等をつなげ、就労前から就労後まで途切れることなく支えていくため、障害者雇用の促進についての理解や協力を求めています。

**② 行動障害への理解啓発**

- ・行動障害など障害の内容を理由として、働きたい気持ちが制約を受けないよう、必要な環境整備や支援方法について考える場を広げていきます。

## 6. 保健・医療

### 現状と課題

疾病予防のための健康診査等の保健サービスや、日頃の健康づくりの支援を実施してきました。障害のある人の高齢化が課題となっているため、今後も健康保持増進のための健康づくり施策を継続し、障害のある人が身近な地域で適切な医療や保健サービスを受けられるよう支援することは重要です。精神障害のある人については、入院医療中心の精神医療から地域で支える環境に移行していくことが必要です。そのため、地域で生活するための障害福祉サービスの充実が必要です。

### アンケート調査より

「あなたは現在、医師による診察を受けていますか」の設問では、「通院している」が74.8%と非常に多く、「医療・福祉サービス等について誰に相談していますか」では、「家族」が62.9%で、次いで「病院などの医療機関」となっています。

「今後、かつらぎ町が推進する障害福祉施策について、特に力を入れるべきことはどのようなことだと思いますか」の設問（複数回答）で、保健・医療の中で「保健・医療・福祉などの各関係機関の連携を強くする」「医療現場・リハビリテーションを充実させる」の回答が多い結果でした。

### 施策の体系

#### （1）障害に起因する疾病等への対応

- ① 障害に起因する疾病等の予防・早期発見
- ② 正しい知識の普及等

#### （2）保健・医療サービスの充実

- ① 丁寧な発達支援の体制確保
- ② 障害のある人に対する適切な保健・医療サービス

#### （3）精神保健の地域包括ケアの推進

- ① 啓発・広報活動の推進
- ② 心の健康づくり（予防）
- ③ 精神疾患の早期発見・治療
- ④ 精神保健福祉サービスの充実

## 施策の基本的方向

### (1) 障害に起因する疾病等への対応

- ① 障害に起因する疾病等の予防・早期発見
  - ・各種健診、教室活動、訪問指導等の推進を図ります。
  - ・生活習慣病の予防や特定健診等の受診を勧奨し、重症化を予防します。
- ② 正しい知識の普及等
  - ・住民が正しい知識を持ち、疾病を未然に防ぐために健康づくりの推進に努めます。

### (2) 保健・医療サービスの充実

- ① 丁寧な発達支援の体制確保
  - ・乳幼児の健診を通して、子どもの発達、保護者の育児状況等を聞き取りながら必要な支援につなぎ、健診後から就園・就学後も支援がつながるよう、情報の連携を図ります。
- ② 障害のある人に対する適切な保健・医療サービス
  - ・各種健診や予防接種、緊急医療、健康教育など、障害のある人にわかりやすい情報が提供できるよう努めます。
  - ・医療機関及び関係機関、施設等と連携し、地域でのリハビリテーションの充実を図ります。

### (3) 精神保健の地域包括ケアの推進

- ① 啓発・広報活動の推進
  - ・すべての人が生きやすい社会を形成するうえで、住民の精神障害に対する理解を促進し、障害や年齢、性別、その他様々な要因による差別や偏見の解消に取り組みます。
- ② 心の健康づくり（予防）
  - ・心の健康を保つため、精神保健相談業務の充実や窓口の周知など、メンタルヘルス問題全般の早期発見と介入の仕組みの構築を図ります。
- ③ 精神疾患の早期発見・治療
  - ・精神疾患のある人が、適切に必要な医療とつながるための体制を整備し、地域で支える医療の強化を図ります。
- ④ 精神保健福祉サービスの充実
  - ・精神に障害のある人が、地域生活のために必要な障害福祉・介護サービスを確保し、その利用と連携を促進します。

## 7. 情報・コミュニケーション

### 現状と課題

かつらぎ町では、町の広報誌やホームページ等、様々な方法を用いて福祉の情報やサービス等についての周知を図っています。また、町ホームページの構成に配慮するなどし、情報提供についても伝わりやすい方法を用いて、情報のアクセシビリティの向上に努めてきました。

今後は、障害のある人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、様々な情報を必要なときに必要な情報が届くよう情報提供の充実が必要です。また、障害のある人が円滑にコミュニケーションを行うことができるよう、多様なコミュニケーション支援体制の充実を図る必要があります。

### アンケート調査より

「福祉に関する情報については、どこから情報を得ていますか」の設問（複数回答）では、1番が「家族」が27.0%で、次いで「町役場」が、25.1%、「町の広報誌」が17.9%の順となっています。

情報提供については、町広報誌も含め、町役場からの発信が大きな役割を占めており、今後は今まで以上に町からの情報提供についての拡充、多様な支援施策の展開が必要です。

### 施策の体系

#### （1）情報バリアフリー化の推進

- ① 行政情報のバリアフリー化
- ② IT機器の利用促進

#### （2）情報提供の充実

- ① アクセシビリティの向上

#### （3）多様なコミュニケーション支援体制の充実

- ① 人材の育成や手話通訳者等の派遣の推進
- ② 情報・多様なコミュニケーションに関する理解の促進

### 施策の基本的方向

#### （1）情報バリアフリー化の推進

- ① 行政情報のバリアフリー化
  - ・障害のある人に配慮したホームページの作成や、点字・録音物等によ

る広報の発行など、情報のバリアフリー化を推進します。

② IT機器の利用促進

・パソコンや読み取り機器、ファックス等について、障害に応じた機器の普及に努めます。

(2) 情報提供の充実

① アクセシビリティの向上

障害者福祉に関する情報提供の充実を図るとともに、障害のある人に配慮した情報のバリアフリー化により情報を容易に取得できるアクセシビリティのさらなる向上を図ります。

(3) 多様なコミュニケーション支援体制の充実

① 人材の育成や手話通訳者等の派遣の推進

・手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員等の派遣事業を推進し、コミュニケーション支援を必要とする人の人材養成を促進します。

② 情報・多様なコミュニケーションに関する理解の促進

・点字・手話・要約筆記などの講習会の後方支援や、多様なコミュニケーションに関する理解啓発を図ります。

## 8. 防災

### 現状と課題

障害のある人の災害時の支援については、防災時の情報伝達体制として防災行政無線の整備や避難行動要支援者名簿の作成など、支援体制整備に取り組んでいます。今後、障害のある人が、地域で安全・安心な環境の中で生活できるよう個別避難計画を作成し、障害のある人と共に防災訓練の実施をして、災害時の避難に支援が必要な方を地域で守る体制づくりのさらなる整備を推進します。

### アンケート調査より

「火事・地震・風水害などの災害時に避難できますか」の設問では、「一人でできると思う」が34.4%で、「支援者がいればできる」が35.6%に対して、「できないと思う」「わからない」が21.1%との結果であり、今後は災害時への避難・救助体制の充実が必要となります。

また、「今後、かつらぎ町が推進する障害福祉施策について、特に力を入れるべきことはどのようなことだと思いますか」の設問では、「障害者の特性に配慮した避難生活を送れる福祉避難所を増やす」が17.6%で、次いで「災害時の避難・救助体制の充実など防災対策を進める」が15.6%との結果であり、今後の防災対策における体制整備が強く求められています。

### 施策の体系

#### (1) 防災に対する啓発

- ① 防災意識の高揚と知識の習得
- ② 防災訓練の実施と機能強化
- ③ 自主防災組織の育成強化

#### (2) 防災対策の推進

- ① 災害対策の実施
- ② 災害時の情報伝達体制の整備
- ③ 災害時の避難・救助体制の充実

#### (3) 緊急時の支援体制の充実

- ① 個別避難計画の作成

#### (4) 発災後の支援

- ① 避難所でのフォロー体制

## 施策の基本的方向

### (1) 防災に対する啓発

#### ① 防災意識の高揚と知識の習得

- ・ 障害のある方、その家族や地域住民と共に、防災の意識を高め、お互いに助け合い、連携できるよう、避難行動要支援者に対する知識と行動の習得のための機会を充実します。

#### ② 防災訓練の実施と機能強化

- ・ 障害のある人も積極的に地域の防災訓練等に参加し、災害に対する備え等の習得を図るとともに、災害時に行政や地域、各事業所が連動するよう、それぞれの機能強化を図ります。

#### ③ 自主防災組織の育成強化

- ・ 特に避難行動要支援者を中心としたすべての住民の安全確保のため、自主防災組織が有機的に動けるよう、育成の強化を図ります。

### (2) 防災対策の推進

#### ① 災害対策の実施

- ・ 障害の特性に配慮した福祉避難所の充実に努めます。
- ・ 障害福祉サービス事業所において、事業所の事業継続計画の策定をすすめ、発災後のサービス提供体制の早期回復につなげます。

#### ② 災害時の情報伝達体制の整備

- ・ 災害時の緊急情報について、防災行政無線、かつらぎ町メール、かつらぎ町LINE、ファクシミリなどを通じ、迅速でわかりやすい情報提供に努めます。また、福祉サービス事業所等への情報提供などの支援体制整備に取り組みます。

#### ③ 災害時の避難・救助体制の充実

- ・ 自主防災組織、民生委員・児童委員などに避難行動要支援者の情報の共有を図り、災害時のサポート体制の強化に努めます。

### (3) 緊急時の支援体制の充実

#### ① 個別避難計画の作成

- ・ サービス等利用計画と個別避難計画の関連性も含め、災害後の生活支援をいち早く再建できる体制に取り組みます。

### (4) 発災後の支援

#### ① 避難所でのフォロー体制

- ・ 環境の変化等による生活のしづらさを軽減するため、避難所での保健指導やカウンセリング、避難後の生活場所の確保などに取り組める体制づくりを進めます。

## 9. 地域づくり

### 現状と課題

地域コミュニティの希薄化や障害のある人やその家族の高齢化が進み、今後、障害のある人の重度化・高齢化や「8050問題」「親亡き後」の問題は大きな課題となっています。障害のある人が、地域の中で自立した生活を継続していくためには、行政、社会福祉協議会、事業者、民生委員、ボランティア、近隣住民など様々な支援者による支援が必要になります。

障害のある人の社会参加を促し、地域との交流等を通じて、社会的自立と心身共に豊かな日常生活を支援するため、社会参加や交流、活動の場の充実を図ります。

また、行政、事業者、地域の支援者や、障害のある人自身もそれぞれの役割を担う中で互いに支え合い、助け合いながら生活できる地域づくりを進めます。

### アンケート調査より

「現在、どのような支援が必要ですか」の設問で、「外出の付き添い、送迎」が38.8%と最も多い結果でした。「地域の活動や行事へ参加したことがありますか」の設問では、「参加したことがない」が39.1%と最も多く、また、「地域にどのような活動の場があればいいと思いますか」（自由記述）の設問では、憩いの場やコミュニケーションできる場所など、障害のある人の社会参加の促進につながる、交流の場づくりが多く求められています。

### 施策の体系

#### (1) 社会参加の促進

- ① 外出支援の充実
- ② 交流・活動できる場の整備

#### (2) 地域共生社会の実現への取り組み

- ① 重層的支援体制整備の構築

### 施策の基本的方向

#### (1) 社会参加の促進

- ① 外出支援の充実
  - ・障害のある人の個性や能力を發揮した社会参加を支えるため、外出に関する支援を継続して実施します。
- ② 交流・活動できる場の整備
  - ・困りごとを抱えた方が孤立しないよう、早期に相談機関へつなげ、誰もが気軽に交流・活動できる場の整備に取り組みます。

## (2) 地域共生社会の実現への取り組み

### ① 重層的支援体制整備の構築

- ・住民を「支え手」と「受け手」に区別することなく、誰もが地域づくりの担い手となる地域共生社会の実現に向け、制度の枠組みを超えた包括的、重層的な支援体制の構築に取り組みます。